平成２２年（フ）第４３１号
徳島県徳島市北沖洲３丁目２番45―602号
債務者　宮元　里吏
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３６号
徳島県勝浦郡上勝町大字正木字中津55番地５
債務者　三木登喜男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４５号
徳島県徳島市佐古六番町５番１―607号
債務者　濱田　美栄
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６０号
徳島県名西郡石井町石井字白鳥288―３
債務者　丸岡　京子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６７号
徳島市南昭和町７丁目80番地14
債務者　阿部　雅昭
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６８号
徳島市南昭和町７丁目80番地14
債務者　阿部　和子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４号
佐賀県東松浦郡玄海町大字普恩寺442番地
債務者　池田　安晴
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２５号
佐賀県東松浦郡玄海町大字普恩寺442番地
債務者　池田　義正
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第７４１号
千葉県柏市緑ケ丘12番24号長沢ガーデンハイツＡ―102号
債務者　日並　貴惠（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６７号
千葉県松戸市上矢切1439番地
債務者　榛葉　幸洋
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７７１号
千葉県松戸市新松戸２丁目176番地キャッスル新松戸101号
債務者　大島　京子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７７３号
千葉県柏市高柳1369番地８
債務者　元田　雅彦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７８１号
千葉県松戸市西馬橋５丁目243番地
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９１号
千葉県松戸市西馬橋幸町142番地　ランズハイム302号
債務者　村田由美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１８号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目19番35号コーポフタバ102
債務者　高木　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１００号
兵庫県洲本市宇原158番地１　ショッパーズライフ吉岡305号、前住所兵庫県洲本市鮎屋1215番地５
債務者　亀谷　幸廣
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第５０７号
和歌山県紀の川市桃山町最上208番地34
債務者　城　　良美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７０号
和歌山市西蔵前丁16番地
債務者　吉川　　満
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係